認定番号	RTL05230

認定証 附属書

試験所・校正機関の別	試験所
機関名称	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター
機関所在地	福岡県糸島市富 915-1

1) 試験を実施する事業所

事業所名称	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	
同 所在地	〒	819-1133
	住所	福岡県糸島市富 915-1
恒久的施設で行う試験か、現地試験かの別	■ 恒久的施設で行う試験 □ 現地試験	

認定範囲

分野	M25 機械・物理試験
分類コード	A7.2.14
分類名称	自動車用部品 水素用高圧容器

技術分類コード及び名称	試験規格（項目）又は標準作業手順書（項目）	試験条件等
B13.13.3 高圧破裂試験	国連世界統一技術基準第 13 号 （水素自動車及び燃料電池自動車）改訂 1（フェーズ 2）(Amendment 1 to UN Global Technical Regulation No.13, Phase 2 (Hydrogen and Fuel Cell Vehicles)) 6.2.2.1 破裂試験（液圧） 国連規則第 134 号（水素燃料電池自動車の安全関連性能に関する自動車およびその部品の承認に関する協定規則）改訂 1 修正 3 (UN Regulation No.134 Revision 1-Amendment 3) Annex 3 2.1 破裂試験（液圧） 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号） 容器保安規則の機能性基準の運用について（20240521 保局第 3 号） 別添 11 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈 第 9 条 設計確認試験における初期破裂試験 第 20 条 組試験における破裂試験 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号） 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（令和 6 年経済産業省告示第 92 号）	最大圧力 250 MPa 最大内容積 600 L

認定番号	RTL05230

認定証 附属書

試験所・校正機関の別	試験所
機関名称	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター
機関所在地	福岡県糸島市富 915-1

技術分類コード及び名称	試験規格（項目）又は標準作業手順書（項目）	試験条件等
	第 15 条 (破裂試験) (UN Regulation No.134 Revision 1-Amendment 3) 5.1.1 Annex 3 2.1 破裂試験（液圧） 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 1048 号） 別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器およびガス容器付属品の技術基準 別紙 3 国際圧縮水素燃料自動車燃料装置用容器の要件 3.3 設計確認試験における初期破裂試験 3.14.2 組試験における破裂試験	
B13.13.4 高圧サイクル寿命試験	国連世界統一技術基準第 13 号 （水素自動車及び燃料電池自動車）改訂 1（フェーズ 2）(Amendment 1 to UN Global Technical Regulation No.13, Phase 2 (Hydrogen and Fuel Cell Vehicles)) 6.2.2.2 常温圧力サイクル試験（液圧） 国連規則第 134 号（水素燃料電池自動車の安全関連性能に関する自動車およびその部品の承認に関する協定規則）改訂 1 修正 3 (UN Regulation No.134 Revision 1-Amendment 3) Annex 3 2.2 常温圧力サイクル試験（液圧） 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号） 容器保安規則の機能性基準の運用について（20240521 保局第 3 号） 別添 11 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈 第 10 条 設計確認試験における初期常温圧力サイクル試験 第 19 条 組試験における常温圧力サイクル試験 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号） 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（令和 6 年経済産業省告示第 92 号） 第 15 条 (圧力サイクル試験)	最大内容積 600 L

認定番号	RTL05230

認定証 附属書

試験所・校正機関の別	試験所
機関名称	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター
機関所在地	福岡県糸島市富 915-1

技術分類コード及び名称	試験規格（項目）又は標準作業手順書（項目）	試験条件等
	(UN Regulation No.134 Revision 1-Amendment 3) 5.1.2 Annex 3 2.2 常温圧力サイクル試験（液圧） 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 1048 号） 別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器およびガス容器付属品の技術基準 別紙 3 国際圧縮水素燃料自動車燃料装置用容器の要件 3.4 設計確認試験における初期常温圧力サイクル試験 3.13.2 組試験における常温圧力サイクル試験	

【認定証に係る注記】

1）この認定は、上記規格に規定されたラボラトリ活動を対象とするものであり、規格に含まれるその他の活動、例えばリスクマネジメント、リスクアセスメントの実施等はラボラトリの認定された能力の範囲には含まない。

2）年号及び/又は版番号の表記がない場合、最新規格の発行後半年以内に最新版に対応した試験・校正・サンプリングを実施する。

3）FCC 向け EMC 試験所のみ
本認定は、試験対象品目が FCC 規制による承認を受けたことを意味するものではない。
FCC が承認した試験所の一覧は FCC ウェブサイト(https://apps.fcc.gov/oetcf/eas/) を参照のこと。

公益財団法人
日本適合性認定協会

管理番号：RTL05230-20260406